消防による立入検査のご協力について

消防の立入検査は、防火対象物の実態把握・消防法令の適合状況を確認し、火災予防 条例上適切な指導を行うことにより、出火防止や万が一の出火に際して被害を最小限に とどめるために実施するものです。

立入検査につきましては、消防本部予防課、各消防署及び分署にて実施しておりますが、火災等の災害が発生した場合は、立入検査を中断して出動することもあります。

各事業所におかれましては、貴重な財産・人命を守るために消防が実施する防火対象 物への立入検査の実施についてご理解・ご協力をお願いいたします。

また、立入検査を実施する場合については、緊急の立入検査を除いて事前に連絡を致します。



立入検査についてのお問い合わせ

消防本部予防課 048-982-3919

吉川消防署 048-982-3931

南分署 048-984-0119

松伏消防署 048-991-2231



